

多度津高校いじめ防止基本方針

平成26年 4月 1日

平成29年12月19日改定

多度津高等学校

(基本理念)

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながらどの生徒にも起こりうることである。そこで、国や県の基本方針を踏まえ、本校では「多度津高校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等に全力を挙げて取り組む。

対策の推進にあたり、生徒一人一人の安全・安心な生活を確保し、本来学校の持つべき生徒の成長の場としての機能を十分に発揮させるため、校長のリーダーシップのもと組織的に、また、家庭や地域と連携を図りながら、いじめの「未然防止」、「早期発見・対応」等に取り組むこととする。

1 組織

上記の基本理念のもといじめの防止等を目的として、次の者で構成する「いじめ防止対策委員会」を置く。

・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、人権・同和教育主任、教育相談部長、学年主任、各科主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

なお、事案が発生した場合は対象生徒の学級担任および当該活動責任教員も含む。

2 基本的対策

(1) 未然防止

- ① 入学時に保護者、生徒に「多度津高校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ② PTA総会や懇談においていじめ防止への取り組み状況を伝える。
- ③ ホームルームにおいていじめ防止について理解を深めさせる。
- ④ 委員会はいじめについての情報を全教員に周知し、教員は常に問題意識を持って取り組む。

(2) 早期発見

- ① 生徒個々の様子を注意して観察し、教員相互の情報共有と積極的いじめの認知に努める。
- ② 生徒に、いじめの実態を把握するための「学校生活調査」を行う。
- ③ 保護者にも、いじめの情報収集を行う。
- ④ 学校評議員や少年補導担当者（多度津町少年育成センター・中讃少年サポートセンター）との連携により校外での生徒の様子を把握する。

(3) 相談体制

- ① 生徒の抱えている問題について全教員が相談に応じる。
- ② 教育相談部関係職員を紹介する。
- ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを紹介する。
- ④ 香川県教育委員会の電話相談窓口（いのちの電話）を紹介する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 携帯電話、スマートフォン等の利用マナーについて指導する。
- ② 情報に係る授業等で情報モラルについて指導する。

3 年間計画

4月	新入生およびその保護者への「多度津高校いじめ防止基本方針」周知（入学式） 保護者への「多度津高校いじめ防止基本方針」周知（PTA総会） いじめ防止対策委員会
5月	携帯電話、スマートフォンのマナー教室（1年） 生徒共通理解のための情報交換（教職員）
6月	いじめ防止のホームルーム（いじめに対する意識調査）
7月	学校生活調査（全校生徒）
10月	いじめ防止のホームルーム
11月	いじめ防止対策委員会
12月	学校生活調査（全校生徒） 学校評価アンケート（保護者）
1月	いじめ防止対策委員会
2月	学校生活調査（1・2年生徒）
3月	年度計画の評価と次年度の計画

4 いじめに対する措置

- (1) いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒への事実確認
- (2) いじめを受けた生徒およびその保護者への説明および支援
- (3) いじめを行った生徒への指導およびその保護者への説明および助言
- (4) 当該事案が重大事態である場合の所轄機関への連絡・連携
- (5) いじめを行った生徒に対する教育的懲戒指導
- (6) 指導後のいじめを受けた生徒の経過観察およびカウンセリング
- (7) 指導後のいじめを行った生徒の継続指導

※いじめと認知した事案については職員に周知し、情報を共有する。

※重大事態と判断される事案においては速やかに教育委員会（いじめ問題対策連絡協議会）や警察、その他関係機関とも連携し、被害生徒の権利、または心身の健康や財産が守られるよう対処する。

5 評価・改善

- (1) 保護者に対し、いじめ防止対策等に関する学校評価アンケートを実施する。
- (2) 学校評議員会においていじめ防止対策等の取組について意見を求める。
- (3) 年度の取組についてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの意見を求める。
- (4) (1)～(3)を受けて改善を図るよう次年度の計画を立てる。

<いじめ>

- ・児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<重大事態>

- ・いじめにより在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）より